

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定にかかる簡易な申請手続きについて

事業者が豊中市介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「豊中市総合事業」という。)を実施するためには、事業所の指定を受ける必要があります。ただし、既存事業所等の申請手続きを簡素化するため、下記の要件に該当する場合については、簡易な申請手続きにより指定申請を行えます。

1. 豊中市総合事業「簡易な申請」の対象事業者(市内事業所に限る)

- A. 平成 27 年 4 月 1 日以降に(介護予防)訪問介護、(介護予防)通所介護、地域密着型通所介護の指定を受けた事業所で総合事業(現行相当サービス及びサービスA(基準緩和サービス))を行う事業者
- B. (介護予防)訪問介護、(介護予防)通所介護及び地域密着型通所介護の新規指定申請をする事業所で合わせて総合事業(現行相当サービス及びサービスA(基準緩和サービス))を行う事業者
- C. サービスA(基準緩和サービス)を行うみなし指定事業者(※)

(※) 平成 27 年 3 月 31 日までに(介護予防)訪問介護及び(介護予防)通所介護(現地域密着型通所介護含む)の指定を受けた事業所

2. 豊中市総合事業「簡易な申請」の受付スケジュール

介護保険居宅サービス及び介護予防サービスの指定と同様のスケジュールで受付し、毎月 1 日の指定となります。(スケジュールの詳細は下記ふくしねつとよなかからご確認ください。)

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「ふくしねつとよなか」⇒「介護保険・その他のサービス」⇒「介護保険」⇒「事業者向け情報」⇒「事業者向けダウンロードサービス」⇒「総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式」⇒「総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連共通の書式」⇒「新規指定をお考えのみなさまへ」⇒ 居宅サービス等及び総合事業の新規指定について

3. 豊中市総合事業「簡易な申請」の提出書類

I. 訪問介護相当サービス[現行相当サービス]

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 1)
- ③誓約書
- ④情報の取扱いに関する同意書
- ⑤返信用封筒(指定書返送用)[82 円切手貼付]

【注】サービス提供責任者を(介護予防)訪問介護及び訪問型サービスAと分ける場合は、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証の写しも提出してください。

II. 訪問型サービスA[基準緩和サービス]

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 2)
- ③豊中市第 1 号事業支給費算定に係る届出書(様式第 7 号-2)
- ④誓約書
- ⑤情報の取扱いに関する同意書
- ⑥返信用封筒(指定書返送用)[82 円切手貼付]

【注】訪問事業責任者を(介護予防)訪問介護及び訪問介護相当サービスと分ける場合は、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証(もしくは従事者研修修了証)の写しも提出してください。

Ⅲ. 通所介護相当サービス〔現行相当サービス〕

- ① 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ② 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 3)
- ③ 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 3 別紙(2 単位目以降))
- ④ 誓約書
- ⑤ 情報の取扱いに関する同意書
- ⑥ 返信用封筒(指定書返送用)[82 円切手貼付]

Ⅳ. 通所型サービスA〔基準緩和サービス〕

- ① 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ② 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 4)
- ③ 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 4 別紙(2 単位目以降))
- ④ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑤ 組織体制図
- ⑥ 豊中市第 1 号事業支給費算定に係る届出書(様式第 7 号-4)
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 情報の取扱いに関する同意書
- ⑨ 返信用封筒(指定書返送用)[82 円切手貼付]

【注】 通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービスのいずれかと同時に実施する場合は、当該サービスの従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表も併せて提出してください。

※③豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 4 別紙(2 単位目以降))は、2 単位以上実施する場合のみ提出してください。

※ 申請様式は、市ホームページ内、ふくしねっとよなかからダウンロードいただけます。

【ダウンロード方法】

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「ふくしねっとよなか」
⇒「介護保険・その他のサービス」⇒「介護保険」⇒「事業者向け情報」
⇒「事業者向けダウンロードサービス」⇒「総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式」⇒ 各対象サービス ⇒ 簡易な申請

4. その他

- ・定款及び運営規程については、「簡易な申請」の際に提出は不要ですが、事業開始日までには変更等の必要な手続きを運営法人で行ってください。
- ・豊中市外で事業所指定を受けている事業所については、当該「簡易な申請」は適用されませんので、新規指定申請の手続きをしていただく必要があります。